

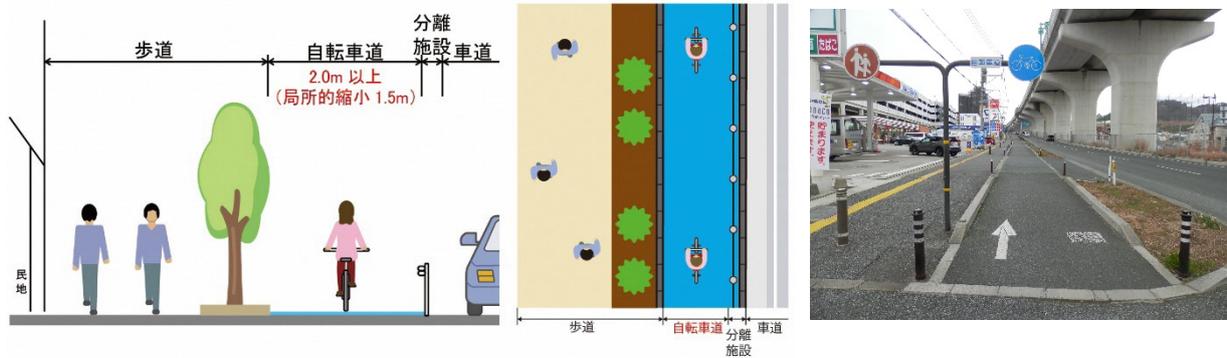
第5章 各施策の具体的な取組み

(4) 自転車通行空間の整備形態

歩行者及び自転車の安全性・快適性の向上の観点から、路線ごとの交通状況、道路状況に 配慮しつつ、原則として、以下 4 つの整備タイプから自転車通行空間の整備形態を選定します。

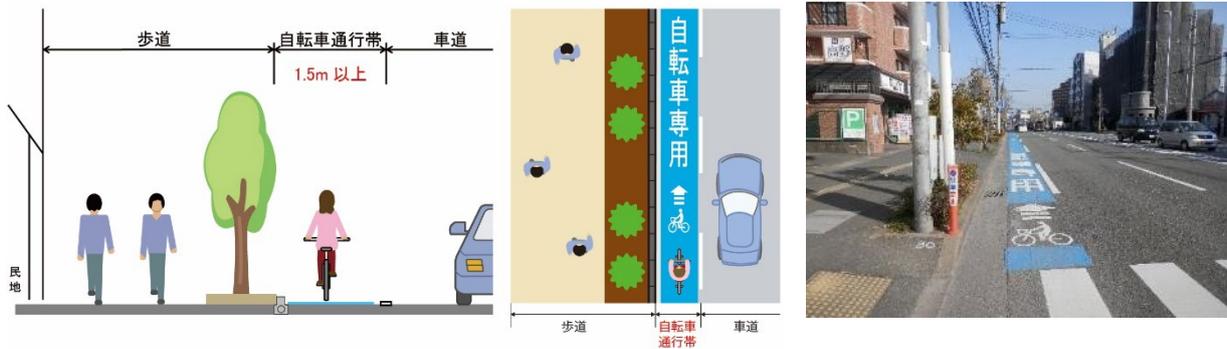
■自転車道

自転車通行空間に必要な幅員 2.0m 以上



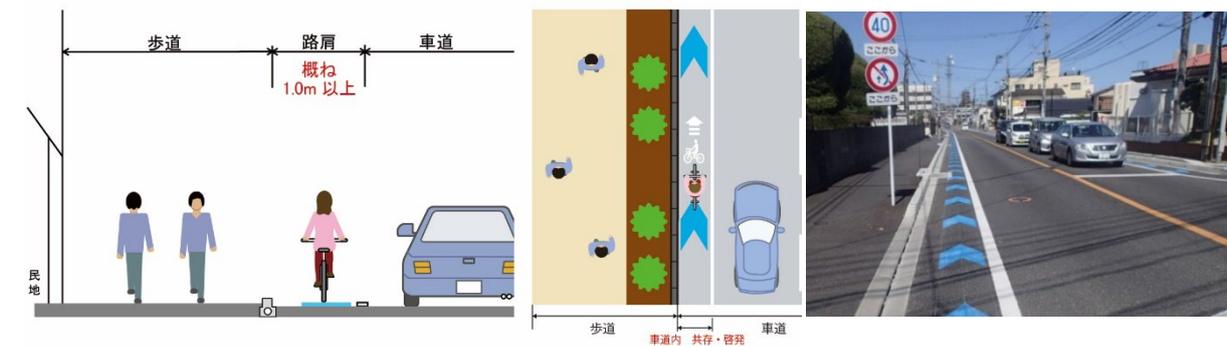
■自転車通行帯

自転車通行空間に必要な幅員 1.5m 以上



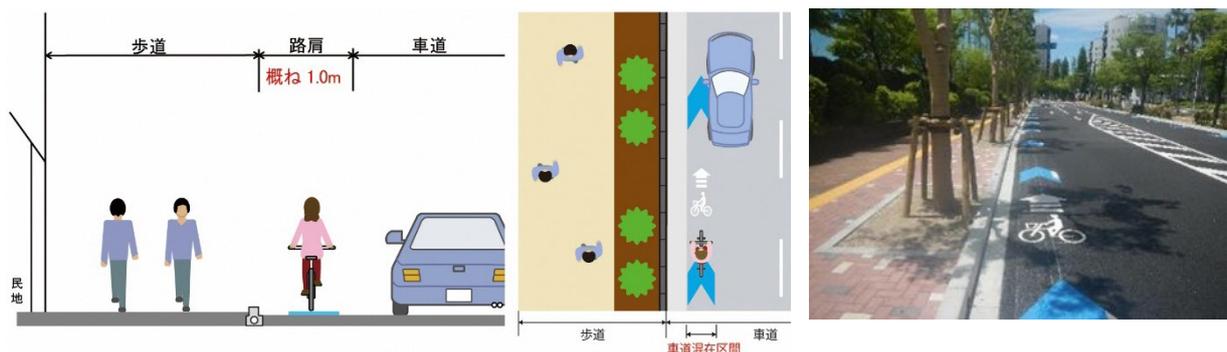
■車道内共存(矢羽根)

自転車通行空間に必要な幅員 概ね 1.0m 以上



■車道混在(矢羽根)

自転車通行空間に必要な幅員 概ね 1.0m





コラム 矢羽根の整備効果

○矢羽根について

全国的に自転車関連事故が減る中、対歩行者の事故が減らない状況を受け、国において「自転車は車両であり車道通行が大原則」という考えのもと、平成24年以降「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を策定しています。

ガイドラインでは全国的に自転車専用の通行空間整備が進まないことを踏まえ、暫定形態である矢羽根整備を示し、車道部への自転車通行空間整備を推進しています。

自転車は道路交通法上、車道の左端通行が原則となっていることから、車道部分に自転車の通行位置と方向を明示することで、自転車の車道通行と逆走防止を促し、自転車利用者と自動車ドライバーに対して自転車の通行位置と方向を注意喚起することが期待できます。

○本市における矢羽根整備について

自転車通行空間については、道路構造令にも示されている自転車専用の独立した通行帯である「自転車道」や「自転車通行帯」が望ましいとされていますが、その整備には道路の拡幅や大規模な改良が必要となるため容易ではありません。

一方で、自転車は車道通行が原則であるため、福岡市においても矢羽根の整備を進めていますが、整備にあたっては中央分離帯の縮小や幅の狭い側溝への改良などの工夫を行い、走りやすい空間をなるべく広くとる等、より安全な自転車通行空間の確保に努めています。

○矢羽根の整備効果について

福岡市が矢羽根を整備した効果検証可能な路線においては、以下のような整備効果を確認しています。

■車道部を正しい方向に走る順走率の変化(%)

整備前	整備後	変化率
90.3	95.1	1.05

※調査10地点の平均値

■自転車関連事故件数の変化(件)

整備前	整備後	変化率
36	24	0.67

※調査10地点の平均値

正しい方向を走っている順走率は95%以上に達し、整備前より5%程改善しています。

また、自転車関連事故件数については2/3程に減少しており、一定の効果があると考えられます。

○矢羽根の整備事例(幅の狭い側溝に改良し、通行空間の幅員を広く取った事例)



【市道博多駅草ヶ江線(住吉通り)】

第5章 各施策の具体的な取組み

施策2: 逆走防止等の表示

自転車通行空間の整備にあわせた逆走禁止等の表示を行うとともに、自転車に関する交通安全教育及び啓発により、自転車利用の適正化を図り、走りやすい通行環境づくりに取り組みます。



逆走禁止の看板



裏面に駐車禁止の表示

(2) 安心して走行できる自転車通行環境の創出

はしる

施策3: 違法駐車 of 積極的な取締り

整備された自転車通行空間を快適に走行するために、関係機関と連携して、自転車の通行が多い路線や自転車事故が多い路線を重点的に違法駐車 of 取締りを行います。



自転車通行空間上の違法駐車 of 状況



違法駐車確認イメージ

施策4: 自転車走行ルート of 誘導案内

自転車利用者が安全で快適なルートを選択できるよう、ナビゲーションアプリなど ICT を活用した自転車走行ルート of 誘導案内を促進していきます。

また、自転車通行空間が整備された際は、速やかにナビゲーションアプリ等 of 運営事業者へ整備路線箇所等 of 情報提供を行います。

ナビゲーションアプリ of 機能(例)

- 距離・時間・高低差などを考慮したルート案内
- 走行中における事故多発地点 of 音声案内
- リアルタイム of 走行情報 of 表示(走行距離、消費カロリーなど)
- シェアサイクルポートなど of 検索機能



とめる

駐輪環境の整備

基本方針: 利用しやすい駐輪環境づくり

福岡市の現状

- 福岡市内の鉄道駅周辺を中心に駐輪場の整備が進み、放置自転車の台数もピーク時から大幅に減少しています。一方、市営駐輪場では老朽化が進んでいる施設もあります。
- 市営駐輪場のほか、民間の附置義務駐輪場も整備が進んでいますが、案内の不足等により、十分に活用されていないケースがみられます。
- 近年、スポーツ車や電動アシスト自転車、子ども乗せ自転車等、様々な自転車が普及しています。

施策	
(1)まちづくりと連携した駐輪場の整備	施策 5 まちづくりの機会を捉えた駐輪場整備
	施策 6 民間と共働した駐輪場整備
(2)駐輪場の利便性向上	施策 7 持続可能な施設利用のための計画的な更新
	施策 8 多様なニーズへ対応した駐輪環境の整備
	施策 9 駐輪サービスの利便性向上

第5章 各施策の具体的な取組み

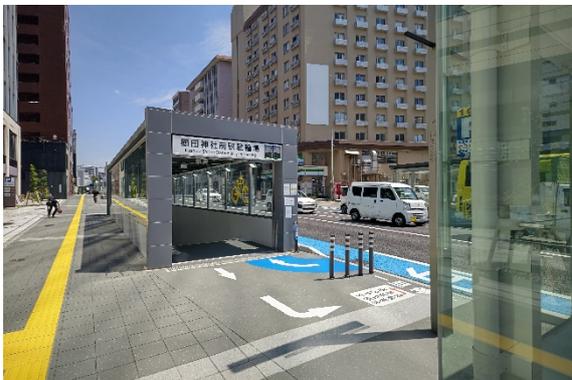
(1) まちづくりと連携した駐輪場の整備

とめる

施策5:まちづくりの機会を捉えた駐輪場整備

(1)市営駐輪場の整備

新たな市営駐輪場については、新駅の開業など、まちづくりの進展の機会を捉え、適切な位置・規模の整備を行い、交通結節機能の強化を図ります。既存駐輪場についても駐輪需要を踏まえて収容台数の確保や利用ニーズに応じた改築等に努めていきます。また、景観への配慮や、高架下など土地の有効活用を図った整備などを進めていきます。



地下空間を利用した駐輪場
(櫛田神社前駅駐輪場)



高架下を活用した駐輪場
(高宮駅高架下駐輪場)



区画整理に伴い民間駐車場との合築で再整備した駐輪場(香椎駅南駐輪場)





(2) 路上駐輪場の撤去

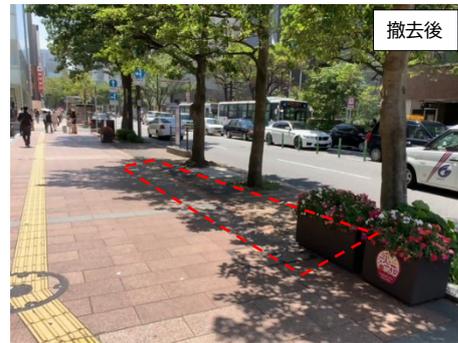
平成9年度から幅員に余裕がある歩道上に暫定的な措置として路上駐輪場を整備してきましたが、ゆとりある歩行空間の確保に向けて、官民連携による駐輪場が整備された際や周辺の駐輪場の利用状況を踏まえて順次撤去していきます。

区	名称	台数
博多	祇園駅路上	68
	博多駅路上	144
	呉服町駅路上	191
	中洲川端駅路上	280
	博多区計	683
中央	天神北路上	600
	天神南路上	198
	赤坂駅路上	516
	大濠公園駅路上	301
	唐人町駅路上	200
	渡辺通り駅路上	450
中央区計	2,265	
南	大橋駅路上	443
城南	七隈駅路上	27
早良	西新駅路上	118
	野芥駅路上	362
	次郎丸駅路上	30
早良区計	510	
合計		3,928

路上駐輪場台数(令和7年3月末時点)



天神地区の路上駐輪場(令和7年3月末時点)



路上駐輪場(明治通り)の撤去状況

(3) 鉄道事業者と連携した駐輪場の整備

「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」では、鉄道事業者には、駅周辺における駐輪場設置等に関して積極的に協力する義務があると定められていることから、引き続き、鉄道事業者と連携して整備等に取り組めます。

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(抜粋)

(自転車等の駐車対策の総合的推進)

第五条第二項 鉄道事業者は、鉄道の駅の周辺における前項の自転車等駐車場の設置が円滑に行われるように、地方公共団体又は道路管理者との協力体制の整備に努めるとともに、地方公共団体又は道路管理者から同項の自転車等駐車場の設置に協力を求められたときは、その事業との調整に努め、鉄道用地の譲渡、貸付けその他の措置を講ずることにより、当該自転車等駐車場の設置に積極的に協力しなければならない。

(以下略)

第5章 各施策の具体的な取組み

施策6: 民間と共働した駐輪場整備

市附置義務条例に基づき、民間事業者に対し、駐輪場の整備を義務付けています。都心部においては、都心部機能更新誘導方策の制度を活用して、民間施設建替え時に附置義務台数以上の駐輪場整備を促進します。



ONE FUKUOKA BLDG.



コネクトスクエア博多

なお、自転車利用者の目的地が多岐にわたる都心部などにおいては、民間駐輪場の一般開放、短時間無料、市営駐輪場並みの料金設定やキャッシュレス決済の対応などの協力を促していきます。

また、通常は市が整備及び運営を行う駐輪場においても、民間による対応が可能な場合、官民共同駐輪場として整備及び運営を行います。

このように民間と連携した駐輪場整備により、自転車を利用しやすいまちを目指します。



(2) 駐輪場の利便性向上

とめる

施策7: 持続可能な施設利用のための計画的な更新

これまで整備してきた市営駐輪場については、老朽化の状況を踏まえて、安全で安定的な利用継続のため、予防保全型の計画的な更新を進めていきます。



老朽化した駐輪ラック



老朽化した精算機

施策8: 多様なニーズへ対応した駐輪環境の整備

子ども乗せ自転車やマウンテンバイク等の様々な形状の自転車利用者や高齢者等が利用しやすい駐輪環境を整備します。また、新基準原動機付自転車の駐輪にも適宜対応していきます。



子ども乗せ自転車の駐輪スペースの不足



子ども乗せ自転車専用のスペースを設置

第5章 各施策の具体的な取組み

施策9: 駐輪サービスの利便性向上

(1) 駐輪サービスの向上

駐輪場の短時間無料や定期券の利用による割引など、利用状況に応じた料金設定に取り組みます。

また、様々な生活スタイルに対応するために24時間入出庫可能とするなど利用しやすい運営に取り組みます。

交通系 IC 電子マネーや QR コード決済などキャッシュレスに対応した精算方法の導入を進めます。また、web上で定期券の申し込み、支払いを行うなど更なる決済システムの活用を検討します。



キャッシュレスに対応した精算機



バーコード決済(令和7年3月時点)

(2) 案内マップや案内サインの設置

駐輪場利用者の視認性向上のために、各エリアで官民統一した駐輪場案内マップやサインのデザインを検討し、エリアマネジメント団体などと連携して設置を推進します。



駐輪場案内サイン(天神地下街)



官民連携した駐輪場案内サイン

(3) ICTなどを活用した駐輪情報の発信

ホームページ(チャリエンタウン)などの ICT を活用して、自転車利用者への駐輪場の位置や料金、混雑状況などの施設情報の提供に取り組みます。



チャリエンタウン 駐輪場マップ



15 天神中央公園自転車駐車場【市営】

自転車 原付 ~125cc ~125cc バイク

住所 天神1丁目1
台数 自転車: 261台 50~125cc/バイク: 51台
時間 24時間
料金 1日1回100円 (バイク: 1日1回150円)
Google Mapで開く



まもる

自転車利用の適正化

基本方針: 適正な自転車利用の促進

福岡市の現状

- 福岡市内の自転車関連事故件数は、ピークの平成16年と比較し、令和6年では約3分の1まで減るなど、大きく減少しています。
- 令和2年10月から自転車損害賠償保険等への加入が義務化されています。
- 福岡市内の放置自転車の台数は大幅に減少してきていますが、依然として毎年約8千台の自転車が撤去されています。
- 福岡市は転勤、通学などで市民の入れ替わりが多く、継続的な啓発が必要です。

施策	
(1)自転車安全利用の推進及び促進	施策10 自転車安全教育、啓発活動の推進
	施策11 街頭指導強化、地域における安全利用に関する活動の促進
	施策12 自転車損害賠償保険等への加入促進
(2)良好な駐輪マナーの継続	施策13 啓発活動による適正な自転車利用
	施策14 放置自転車の撤去
	施策15 ICTを活用した効率的な放置自転車対策

第5章 各施策の具体的な取り組み

(1) 自転車安全利用の推進及び促進

まもる

施策10: 自転車安全教育、啓発活動の推進

自転車は道路交通法上の軽車両に当たり、交通ルールを遵守する必要があることなどについて、市民へ理解を促すため、様々な機会を捉えて自転車安全利用に関する交通安全教育及び啓発に取り組めます。また、通勤・通学に自転車を利用する人、シェアサイクル利用者、自転車を使った配送を行う事業者等、ターゲットに応じた効果的な啓発に取り組めます。

自転車事故を疑似体験できるVR(バーチャル・リアリティ:仮想現実)動画を活用した体験型自転車教室等を学校や地域で開催します。また、交通安全教育の一環で自転車の交通ルールを学ぶ機会を取り入れていき、小・中学校等で自転車教室の実施を推進します。

令和5年4月施行の改正道路交通法で、全ての年齢層の自転車利用者に対して、乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されたことから、交通安全教室や自転車安全利用指導員による街頭指導などにより、自転車ヘルメットの着用促進等に取り組んでいきます。

また、令和6年11月施行の改正道路交通法で、自転車運転中にスマートフォン等を使用する「ながら運転」の罰則が強化されるとともに、「自転車の酒気帯び運転」が新たに罰則の対象となったこと、また、今後の交通反則通告制度(青切符)の導入も見据え、福岡県警察・関係機関・団体と共働して「自転車安全利用の日(毎月8日)」や「四季の交通安全運動」における街頭キャンペーンを実施し、デジタルサイネージや SNS 等を活用した広報を行うなど、広く市民に対し、自転車交通ルールの遵守の徹底について、広報・啓発に積極的に取り組めます。



自転車教室



交通安全キャンペーン



デジタルサイネージを活用した広報



四季の交通安全運動啓発チラシ